

計画期間を超過している行動計画に対する所管府省の対応について

参考資料1-3

所管府省	分野	内訳詳細	策定主体	計画期間を超過している計画(主体数) (R5.3.31時点)	計画期間超過理由	今後の対応
こども家庭庁	福祉	児童福祉	一部事務組合	3	<ul style="list-style-type: none"> ・予算・人員不足のため。 ・更新する時間の確保が難しかったため。 	令和6年3月頃には更新できる見込みであるため、必要に応じて、ヒヤリングを行う等、状況確認を行う。
		障害児福祉	一部事務組合等			
文部科学省	文教施設等	—	国立大学法人等	23	<ul style="list-style-type: none"> ・計画見直しのための現状分析等に時間を要しており、更新することができていない。 ・物価上昇により計画策定にあたって金額調整が難航しており、更新することができていない。 ・なお、計画期間を超過している23施設においては、全て令和5年度内に更新予定。 	所管府省として、個別のヒアリングや通知を行い、適切に更新が行われるよう指導する。
			独立行政法人	8	<ul style="list-style-type: none"> ・見直し段階で再策定までは至っていないため。 ・令和5年度に更新を行うべく手続き中のため。 ・令和5年度以降速やかに更新を行うべく手続き中のため。 	・所管府省として、早急に更新が行われるよう、あらゆる機会を通じ積極的な働きかけを行う。
厚生労働省	医療	病院	一部事務組合等	13	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症患者の対応が業務を圧迫しており作業が遅れている。 ・個別施設計画と合わせて更新を検討している。 ・内容を精査中であり、設備ごとの点検結果等も踏まえ、適切に更新を行う予定。 ・点検を進めている最中であり、点検結果を踏まえて、適切に更新を行う予定。 	無回答
	福祉	老人福祉	一部事務組合等	31	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の廃止予定に伴う未更新 ・人員等の不足による未更新 ・業務引継がなされていなかったことによる未更新 ・業務遅滞による未更新 ・認識の誤りによる未更新(更新時期の失念) 	・厚生労働省インフラ長寿命化計画(行動計画)を周知し、引き続き更新要請を行う。
国土交通省	道路	—	地方道路公社	2	<ul style="list-style-type: none"> ・事業期間延長等のため、行動計画を改定していない団体が確認された。 	・各種会議での状況の周知等、適切に更新が行われるよう働きかける。
	空港	—	民間事業者	1	<ul style="list-style-type: none"> ・成田国際空港の第Ⅱ期計画について、原案を作成しており同計画においても「修繕・更新については、点検・診断の結果に基づき策定した個別施設計画(維持管理・更新計画書)に基づき予防保全を適切に実施した割合を令和3年度から令和7年度まで100%とする」とする予定。しかしながら、成田国際空港維持管理・更新計画では30年間の更新計画を策定しておらず、現在、30年間の更新計画の検討・作成を行っている。 	・令和5年度末までに、30年間の更新計画作成の上、成田国際空港維持管理・更新計画の改正後策定予定である。
環境省	廃棄物	一般廃棄物処理施設	一部事務組合	12	<ul style="list-style-type: none"> ・各策定主体において計画の点検作業に時間を要している。 ・作業が完了次第、結果を踏まえ適切に更新が行われる予定である。 	・円滑に更新が行われるよう周知徹底を行うとともに、助言等支援を行う。